

土木工事設計変更ガイドライン

令和 7 年 7 月

鳥取県県土整備部

目次

1	目的	1
2	策定の背景	1
	(1) 土木工事の特徴	1
	(2) 発注者・受注者の留意事項	1
3	設計変更の基本事項	2
4	設計変更が不可能なケース	4
5	設計変更が可能なケース	4
	(1) 設計図書に誤謬又は脱漏がある場合の手続き	5
	(2) 設計図書の表示が明確でない場合の手続き	5
	(3) 設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない場合の手続き	6
	(4) 工事の一時中止を行った場合の手続き	7
	(5) 「設計図書の照査」の範囲を超えると考えられる事例	8
	(6) 受注者からの請求による工期の延長	10
6	設計変更手続きフロー	11
7	仮設及び施工方法における指定・任意の正しい運用	12
8	設計変更事例集（別添）	

1 目的

鳥取県では、県民の生活基盤となる道路、河川、砂防、港湾、治山などの様々な社会資本を整備、維持管理するため、多くの土木工事を実施している。

これらの土木工事を地形、地質などの自然条件や騒音、振動、交通の確保などの社会的条件など様々な施工条件の中で完成させるため、必要な調査、検討を行った上で発注しているが、予見できない事態が発生し、工事内容の変更（設計変更）が避けられない場合もある。

本ガイドラインは、建設工事請負契約書（以下「契約書」という。）を踏まえ、設計変更を行う際の発注者及び受注者双方の留意点や設計変更を行う事例を明示することで、契約変更における責任の明確化及び契約内容の透明化の向上を図り、設計変更を行わなければならない場合における手続の適正化を目的とする。

2 策定の背景

（1）土木工事の特徴

土木工事では、個別に設計された極めて多岐にわたる目的物を、多種多様な現地の自然条件・環境条件の下で生産されるという特殊性を有している。



当初積算時に予見できない事態、例えば土質・湧水等の変化に備え、その前提条件を明示して設計変更の円滑化を工夫する必要がある。

（2）発注者・受注者の留意事項

発注者

設計積算にあたって、工事内容に関する項目については、必ず条件明示するよう徹底する。



受注者

工事の着手にあたって、設計図書を照査し、着手時点における疑義を明らかにするとともに、施工中に疑義が生じた場合には、発注者と「協議」して進めることが重要である。

ア 発注者における留意事項の補足

(ア) 任意仮設（契約図書に参考図として添付するものも含む。）に必要な用地であり、かつ1契約の工事期間内で借地契約が完結するものは、借地料を設計書に役務費として計上し、受注者による借地契約として取り扱う。

(イ) (ア)以外（指定仮設として契約図書に明示するもの、借地期間が2契約以上の工事期間にわたるもの等）については、発注者においてその借地契約を行う。

イ 受注者における留意事項の補足

(ア) 受注者（入札参加者）は、仕様、図面、契約書案、現場説明書について不明瞭な事項がある場合は質問にて確認のうえ入札書を提出する。

(イ) 工事施工に当たり、施工に必要となる用地（現場事務所、資材置場等）は受注者が確保することが原則であるので、設計図書に明示している場合を除き受注者が確保する。

上記ア及びイは受発注者が留意すべき事項の一部であるが、このほかにも本ガイドラインの内容を踏まえて手続きを適正に行う必要がある。

3 設計変更の基本事項

(1) 設計変更の基本事項については、最新の建設工事設計変更等取扱要領（令和4年4月1日策定）（以下「変更要領」という。）の定めに従うこととする。

変更要領第2条で設計変更は次のとおり定義されている。

「契約の目的を変更、追加しない範囲において設計数量等、設計図書の一部を変更することをいう。」

従って、契約の目的を変更、追加するものについては、設計変更の範囲を超えることから原則として設計変更によることができない。

また、別途契約と契約変更については、変更要領第4条で次のとおり規定している。

設計変更の内容	執行方法
・請負代金額が増額となる場合	[契約変更による] (1) 変更要領第3条の承認を受けた軽微変更は契約変更とすることができます。 (2) 軽微変更ではないが、変更要領第3条の承認を受け、かつ下記のいずれかに該当するものは、契約変更とすることができます。 ・緊急性が高く別途契約を行う時間が無い場合 ・当該契約工事と事務的、技術的、施工的に一体不可分であり、分離が困難又は非効率となる場合 (3) その他、決裁権者が必要と認めたもの [別途契約による] (1)、(2) 又は(3)に該当しない場合は別途契約とする。
・請負代金額の減額を伴うもの ・請負代金額の変更が無いもの ・年間維持工事で変更・追加されるもの	[契約変更による]

なお、設計図書については、鳥取県土木工事共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）第1編第1章第1節1－1－2用語の定義に次のとおり規定されている。

「設計図書とは、仕様書、契約図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。また、土木工事においては、工事数量総括表を含むものとする。」

(2) 契約変更の手続は、変更要領第5条の規定に基づき、次のとおり適正に行う必要がある。

ア 他の設計変更と一括して契約変更する場合

軽微変更であって、次のいずれかに該当するときは、他の設計変更と一括して契約変更することができる。

ただし、受注者から契約変更を行うよう連絡があった場合等は、速やかに契約変更を行うこと。

(ア) 請負代金額の増額を伴わない設計変更

(イ) 請負代金額の増額を伴う設計変更の契約変更保留分の累計額が、直近の契約変更前請負代金額の3割以内

イ 設計変更内容が確定しない場合

現場条件が度々変化する場合等、設計変更内容を速やかに確定できない場合、上記ア及び3(1)

の規定に係わらず、設計変更及び契約変更を一時保留することができる。

ただし、現場条件の早期把握に努め、可能な限り速やかに設計変更内容を確定すること。

なお、設計変更内容が確定した後の取扱いは変更要領に従うこと。

また、契約書において設計変更を行う場合は表1のとおり規定されている。

表1 設計変更を行う主な事項とその根拠条文

設計・契約変更の対象となる事項	根 拠
1 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しない場合（これらの優先順位が定められている場合を除く）	第18条第1項第1号
2 設計図書に誤り又は脱漏がある場合	第18条第1項第2号
3 設計図書の表示が明確でない場合	第18条第1項第3号
4 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない場合	第18条第1項第4号
5 設計図書で明示されていない施工条件について予期することができない特別な状態が生じた場合	第18条第1項第5号
6 発注者が必要と認め、設計図書の内容を変更する場合	第19条
7 工事を一時中止する必要がある場合	第20条
8 受注者からの請求により工期を変更する必要がある場合	第21条

上記表における条文の場合の他、第8条（特許権等の使用）、第15条（支給材料及び貸与品）、第17条（設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等）、第22条（甲の請求による工期の短縮等）、第25条（賃金又は物価変動に基づく請負代金額の変更）、第26条（臨機の措置）、第27条（一般的損害）、第29条（不可抗力による損害）、第33条（部分使用）で設計・契約変更する場合があることを規定している。

しかし、上表に該当する場合であっても、設計変更の基本原則の範囲を超える場合は設計変更により対応することはできない。

また、発注者の指示を受けずに工事内容を変更して施工するなど、正規の手続を経ていない場合についても設計変更により対応することはできない。

4 設計変更が不可能なケース

下記のような場合においては、原則として設計変更できない。なお、災害時等緊急の場合はこの限りではない。

- (1) 設計図書に条件明示のない事項において、発注者と「協議」を行わず受注者が独自に判断して施工を実施した場合
- (2) 発注者と「協議」をしているが、協議の回答がない時点で施工を実施した場合。
- (3) 「承諾」で施工した場合。
- (4) 契約書（第18条～24条）及び共通仕様書（1-1-1-14～1-1-1-16）に定められている所定の手続きを経ていない場合。
- (5) 正式な書面によらない事項（口頭のみの指示・協議等）の場合。

5 設計変更が可能なケース

下記のような場合においては設計変更が可能である。

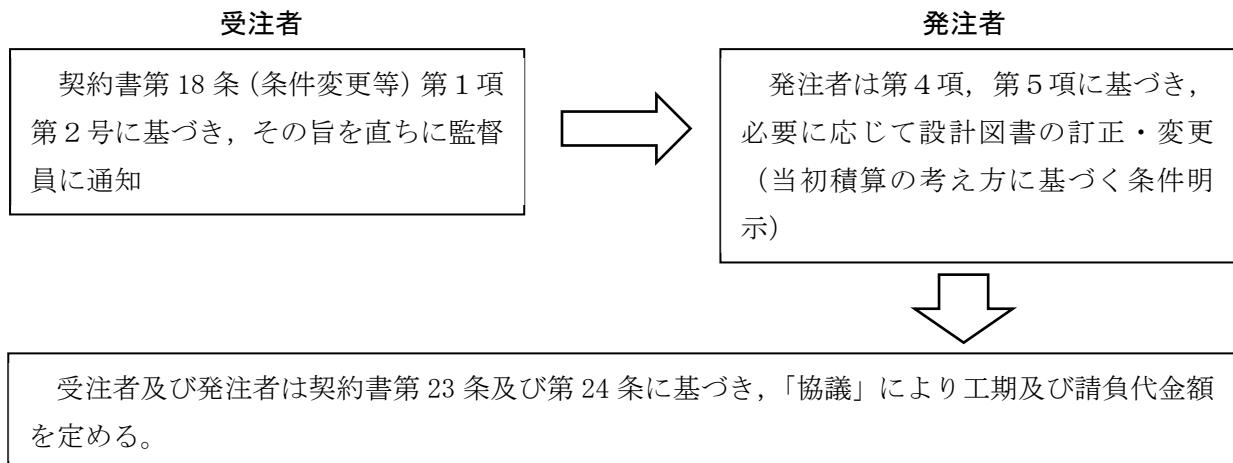
- ア 仮設（任意仮設を含む。）において、条件明示の有無に係わらず当初発注時点で予期しえなかつた土質条件や地下水位等が現地で確認された場合。ただし、所定の手続きが必要。
- イ 当初発注時点で想定している工事着手時期に、受注者の責によらず、工事着手出来ない場合。
- ウ 所定の手続き（「協議」等）を行い、発注者の「指示」によるもの。ただし、「協議」の結果として、軽微なものは金額の変更を行わない場合もある。
- エ 受注者が行うべき「設計図書の照査」の範囲を超える作業を実施する場合。
- オ 質問回答書により、入札閲覧設計書（設計図書及び積算参考資料）に関する積算条件の齟齬等について入札参加者に周知した積算条件情報。

ただし、設計変更にあたっては、下記事項に留意する。

- ア 当初設計の考え方や設計条件を再確認して、設計変更の「協議」を行う。
- イ 当該事業（工事）での変更の必要性を明確にする。
(規格の妥当性、変更対応の妥当性（別途発注ではないか）を明確にする。)
- ウ 設計変更に伴う契約変更の手続きは、変更要領第5条により行うものとする。
- エ 指示書等へ概算金額の記載を行う。ただし、以下の事項を条件とする。
 - (ア) 受注者からの協議における変更の場合は、受注者が見積書を提出した場合に、その見積書を参考にして指示書に記載する。
 - (イ) 受注者からの協議によらず発注者の指示による場合は、概算金額を指示書に記載することとし、記載できない場合にはその理由を記載することとする。
 - (ウ) 記載する概算金額は、「参考値」であり、契約変更額を拘束するものではない。
 - (エ) 概算金額の出典及び算出条件を明確にする。
- オ 本県における工事請負契約では総価契約方式を採用しており、契約変更を行う場合には、変更設計額に直前の契約の請負比率を乗じ、変更請負代金額を算出する。

(1) 設計図書に誤謬又は脱漏がある場合の手続き

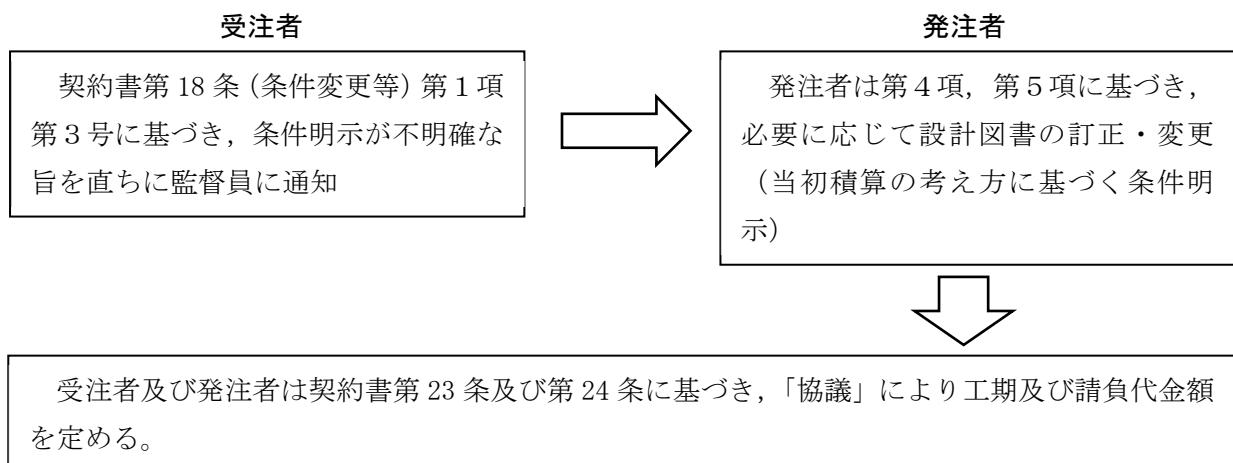
(契約書第 18 条第 1 項第 2 号)



- 例 a 条件明示する必要がある場合にも係わらず、土質に関する一切の条件明示がない場合。
b 条件明示する必要がある場合にも係わらず、地下水位に関する一切の条件明示がない場合。
c 条件明示する必要がある場合にも係わらず、交通誘導員についての条件明示がない場合。

(2) 設計図書の表示が明確でない場合の手続き

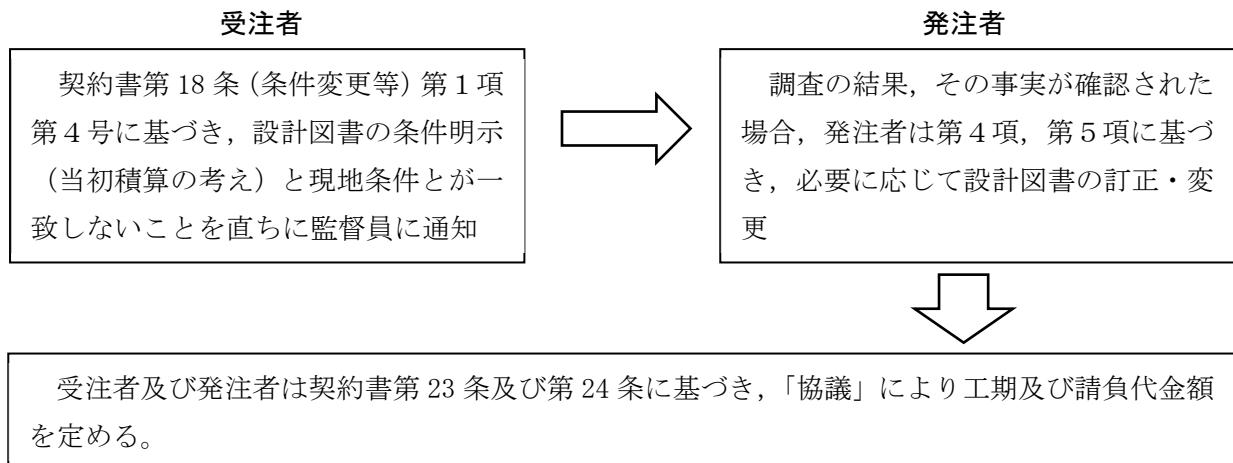
(契約書第 18 条第 1 項第 3 号)



- 例 a 土質柱状図は明示されているが、地下水位が不明確な場合。
b 水替工実施の記載はあるが、作業時もしくは常時排水などの運転条件等の明示がない場合。

(3) 設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない場合の手続き

(契約書第 18 条第 1 項第 4 号)



- 例 a 設計図書に明示された土質が現地条件と一致しない場合。
b 設計図書に明示された地下水位が現地条件と一致しない場合。
c 設計図書に明示された交通誘導員の人数等が第三者機関等との調整と一致しない場合。
d (2) の手続きにより行った設計図書の訂正・変更で、現地条件と一致しない場合。
e 第三者機関等による制約が課せられた場合

(4) 工事の一時中止を行った場合の手続き

(契約書第 20 条)

工事を中止した場合において、「必要があると認められる」ときは、請負代金額又は工期が変更されなければならない。

中止がごく短期間である場合、中止が部分的で全体工事の施工に影響がない等例外的な場合を除き、請負代金額及び工期の変更を行う。



請負代金額の変更

◇発注者は、工事の施工を中止させた場合に請負代金額の変更では填補し得ない受注者の増加費用、損害を負担しなければならない。

○増加費用

工事用地等を確保しなかった場合、暴風雨の場合など契約の基礎条件の事情変更により生じたもの

○損害の負担

発注者に過失がある場合に生じたもの
事情変更により生じたもの

※増加費用と損害は区別しないものとする

工期の変更

◇工期の変更期間は、原則、工事を中止した期間が妥当である。

◇地震、災害等の場合は、取片付け期間や復興期間に長期を要する場合もある。

◇このことから、取片付け期間や復興に要した期間を含めて工期延期することも可能である。

※工期の変更に際しては、年度をまたぎ予算の繰り越し手続きが必要にならないか、出水期に近づき再度中止する可能性はないか等、十分留意すること。

■増加費用の範囲

◆増加費用等の適用は、発注者が工事の一時中止（部分中止により工期延期となった場合を含む）を指示し、それに伴う増加費用等について受注者から請求があった場合に適用する。

◆増加費用として積算する範囲は、工事現場の維持に要する費用、工事体制の縮小に要する費用、工事の再開準備に要する費用とする。

◆増加費用の算定は、受注者が基本計画書に従って実施した結果、必要とされた工事現場の維持等の費用の明細書に基づき、費用の必要性・数量など受発注者協議して行う。

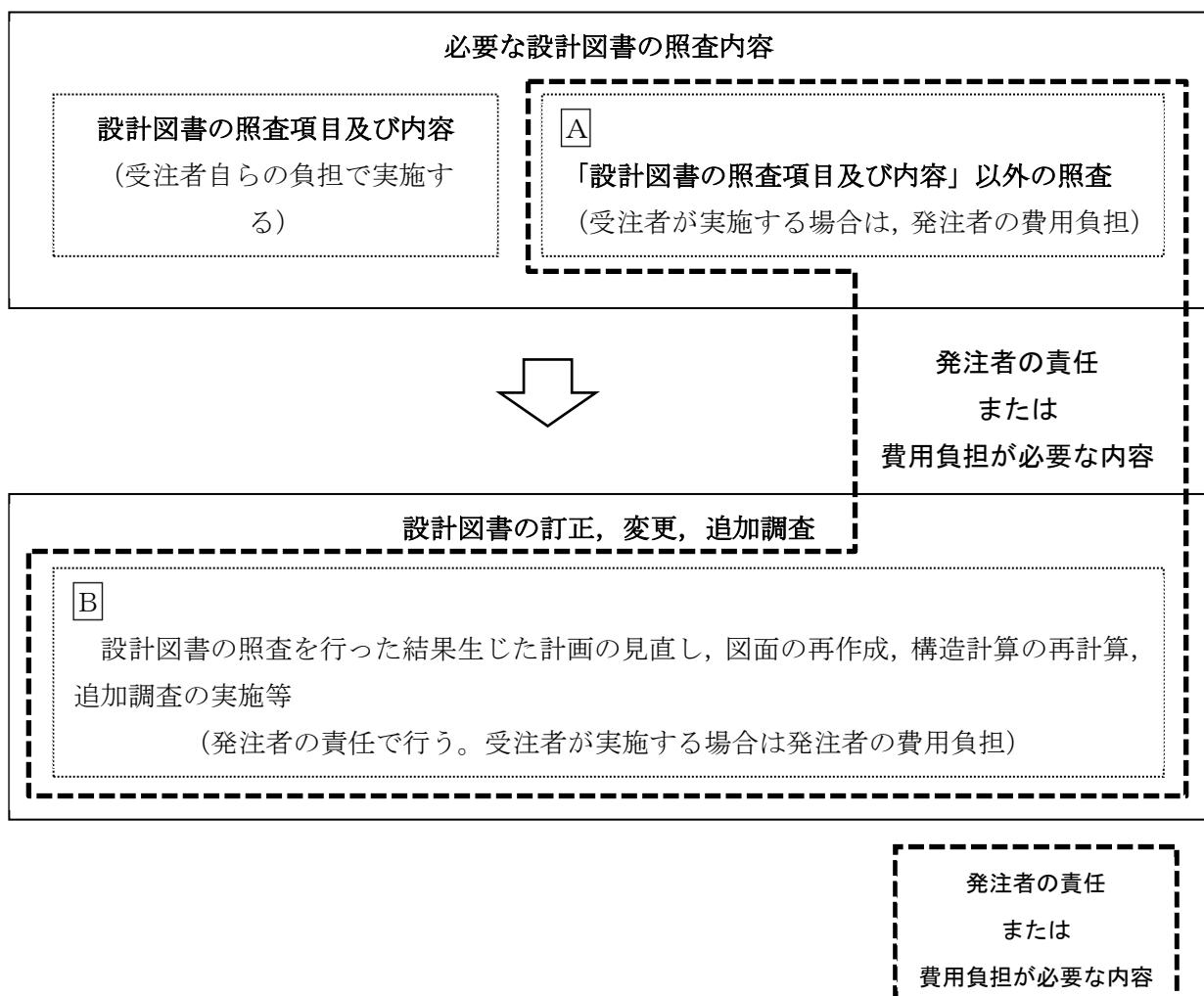
◆増加費用の各構成費目は、原則として、中止期間中に要した費目の内容について積算する。再開以降の工事にかかる増加費用は、従来どおり設計変更で処理する。

◆一時中止に伴い発注者が新たに受け取り対象とした材料、直接労務費及び直接経費に係る費用は、該当する工種に追加計上し、設計変更により処理する。

- 例 a 設計図書に工事着工時期が定められた場合、その期日までに受注者の責によらず施工できない場合。
b 警察、河川・鉄道管理者等の管理者間協議が未了の場合。
c 管理者間協議の結果、施工できない期間が設定された場合。
d 受注者の責によらない何らかのトラブル（地元調整等）が生じた場合。
e 設計図書に定められた期日までに詳細設計が未了のため、施工できない場合。
f 予見できない事態が発生した（地中障害物の発見等）場合。
g 工事用地の確保が出来ない等のため工事を施工できない場合。
h 設計図書と実際の施工条件の相違又は設計図書の不備が発見されたため施工を続けることが困難な場合。
i 埋蔵文化財の発掘又は調査、その他の事由により工事を施工できない場合。

(5) 「設計図書の照査」の範囲を超えると考えられる事例

設計図書の照査に関する作業の位置付け



設計変更に必要な資料作成を受注者が実施する場合は、以下の手続きによるものとする。

- ア 設計照査に基づき設計変更が必要な内容については、受発注者間で確認する。
- イ 設計変更するための必要な資料の作成について書面により協議し合意を図った後、発注者が具体的な指示を行う。
- ウ 発注者は書面による指示に基づき受注者が設計変更に関わり作成した資料を確認する。
- エ 書面による指示に基づいた設計変更に関わる資料の作成業務については契約変更の対象とする。

なお、受注者が自らの負担で行う「設計図書の照査」の範囲を超えると考えられるもの（図内の**A**, **B**）について、次頁に具体例を示す。

「設計図書の照査」の範囲を超えると考えられる事例

Aに該当するもの

- ① 「設計要領」や「各種示方書」等に記載されている対比設計。
- ② 構造物の応力計算書の計算入力条件の確認や構造物の応力計算を伴う照査。
- ③ 発注後に構造物などの設計根拠の見直しやその工事費の算出。

Bに該当するもの

- ④ 現地測量の結果、横断図を新たに作成する必要があるもの。又は縦断計画の見直しを伴う横断図の再作成が必要となるもの。
- ⑤ 施工の段階で判明した推定岩盤線の変更に伴う横断図の再作成が必要となるもの。ただし、当初横断図の推定岩盤線の変更は「設計図書の照査」に含まれる。
- ⑥ 現地測量の結果、排水路計画を新たに作成する必要があるもの。又は土工の縦横断計画の見直しが必要となるもの。
- ⑦ 構造物の位置や計画高さ、延長が変更となり構造計算の再計算が必要となるもの。
- ⑧ 構造物の載荷高さが変更となり構造計算の再計算が必要となるもの。
- ⑨ 構造物の構造計算書の計算結果が設計図と違う場合の構造計算の再計算及び図面作成が必要となるもの。
- ⑩ 基礎杭が試験杭等により変更となる場合の構造計算及び図面作成。
- ⑪ 土留め等の構造計算において現地条件や施工条件が異なる場合の構造計算及び図面作成。
- ⑫ 舗装修繕工事の縦横断設計で当初の設計図書において縦横断面図が示されており、その修正を行う場合。なお、設計図書で縦横断図が示されておらず、土木工事共通仕様書「3-2-6-15 路面切削工」「10-16-5-5 切削オーバーレイ工」「3-2-6-17 オーバーレイ工」等に該当し縦横断設計を行うものは設計照査に含まれる。
- ⑬ 新たな工種追加や設計変更による構造計算及び図面作成。
- ⑭ 概略発注工事における構造計算及び図面作成。
- ⑮ 要領等の変更にともなう構造計算及び図面作成。
- ⑯ 照査の結果必要となった追加調査の実施。

<例>・ボーリング調査

- ・杭打・大型重機による施工を行う際の近隣の家屋調査
- ・トンネル漏水補修工（裏込め注入工）の施工に際し、周辺地域への影響調査
- ・路床安定処理工における散布及び混合を行う際の粉塵対策
- ・移設不可能な埋設物対策

- ⑰ 指定仮設構造物の代替案の比較設計資料と変更図、数量計算書の作成。

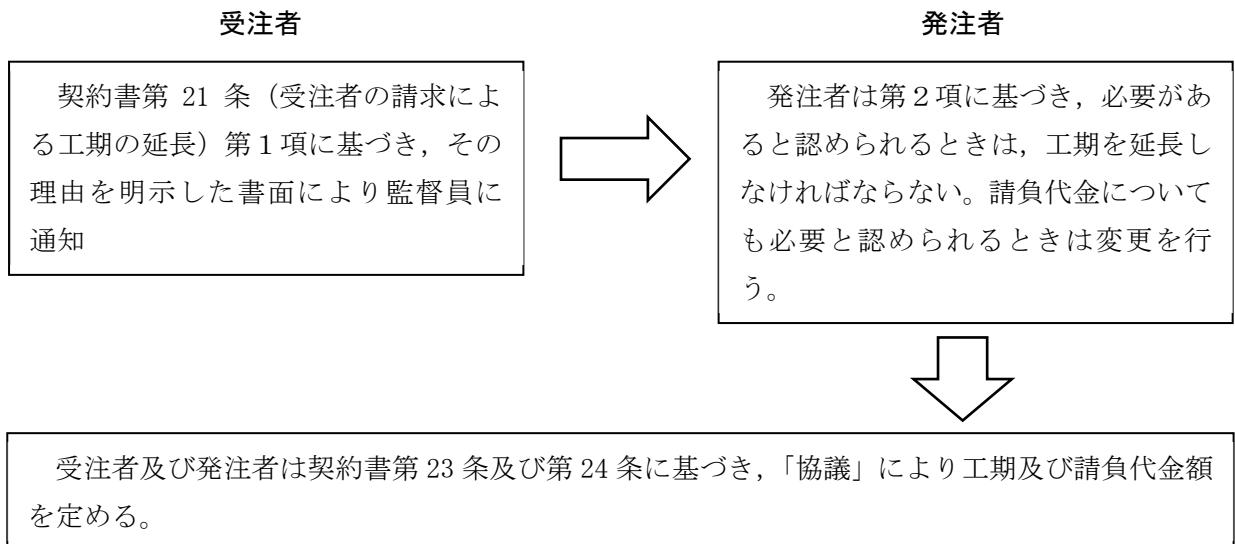
注1) 適正な設計図書に基づく数量の算出及び完成図については、受注者の費用負担によるものとする。

注2) VE提案の資料作成費用は受注者の負担となる。

(6) 受注者からの請求による工期の延長

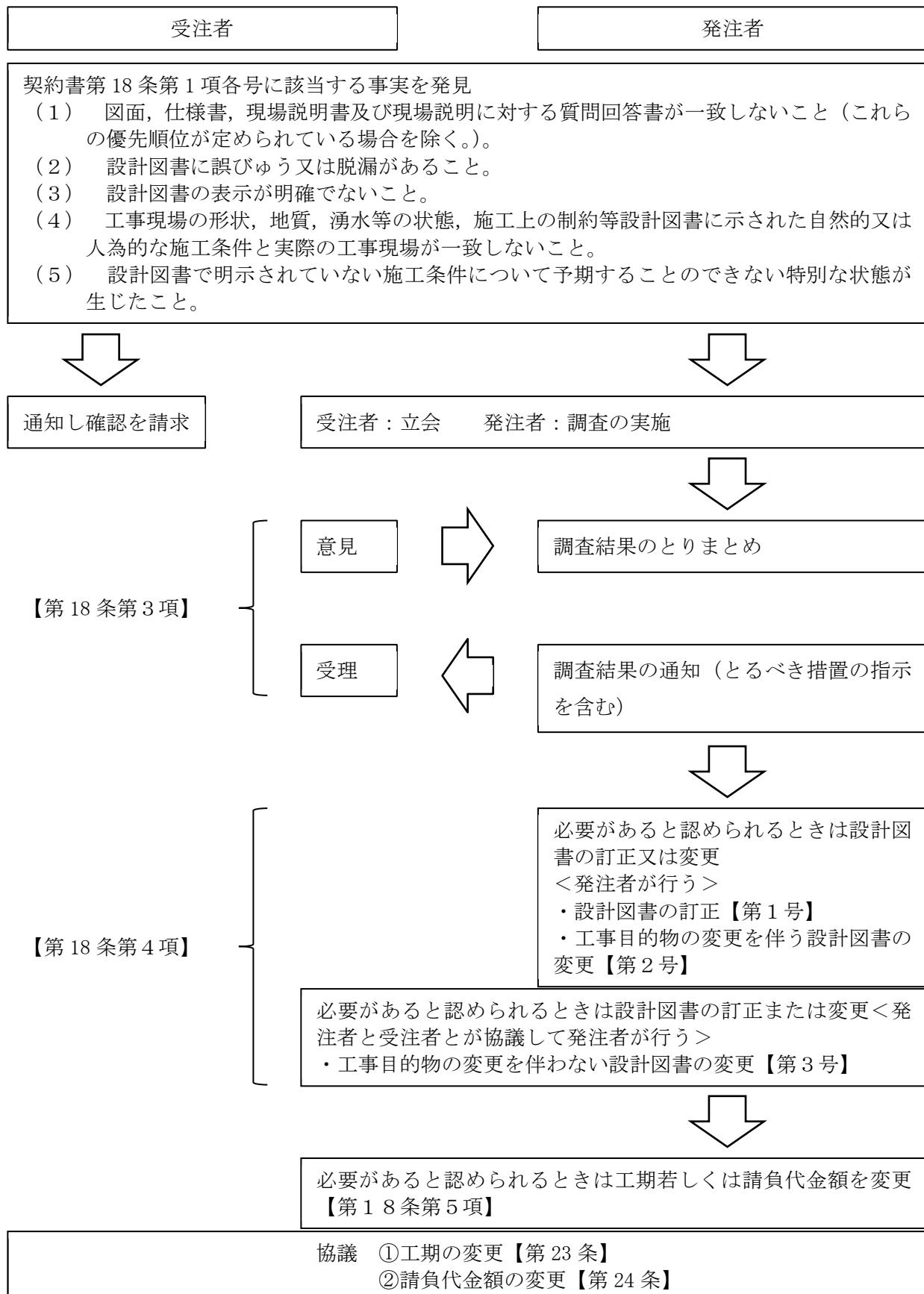
(契約書第 21 条)

受注者は、天候の不良、関連工事の調整協力、その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができない場合は、発注者にその理由を明示した書面により工期延長変更を請求することができる。



- 例 a 天候不良の日が例年に比べ多いと判断でき、工期の延長が生じた場合。
b 設計図書に明示された発注者が行う関連工事との調整に変更があり、工期の延長が生じた場合。
c その他受注者の責に帰すことができない事由により工期の延長が生じた場合。

6 設計変更手続きフロー

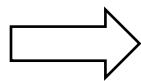


7 仮設及び施工方法における指定・任意の正しい運用

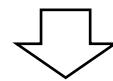
仮設及び施工方法における指定・任意については、契約書第1条第3項に定められているとおり、適切に扱う必要がある。

- (1) 任意については、その仮設、施工方法の一切の手段の選択は受注者の責任で行う。
- (2) 任意については、その仮設、施工方法に変更があっても原則として設計変更の対象としない。
- (3) ただし、設計図書に示された施工条件と実際の現場条件が一致しない場合は変更できる。

仮設、施工方法等には、指定と任意があり、発注においては、指定と任意の部分を明確にする必要がある。



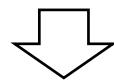
任意については、受注者が自らの責任で行うもので、仮設、施工方法等の選択は、受注者に委ねられている。(変更の対象としない)



発注者（監督員）は、任意の趣旨を踏まえ、適切な対応をするように注意が必要。

※任意における下記のような対応は不適切

- ・〇〇工法で積算しているので、「〇〇工法以外での施工は不可」との対応。
- ・標準歩掛ではバックホウで施工となっているので、「クラムシェルでの施工は不可」との対応。
- ・新技術の活用について受注者から申し出があった場合に、「積算上の工法で施工」するよう対応。



ただし、任意であっても、設計図書に示された施工条件と実際の現場条件が一致しない場合は変更できる。

◎発注者の指定事項以外は受注者の裁量の範囲

自主施工の原則

契約書第1条第3項により、設計図書に指定されていなければ、工事実施の手段、仮設物等は受注者の裁量の範囲

契約書第1条第3項

仮設、施工方法その他の工事目的物を完成するために必要な一切の手段については、契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。

【指定と任意の考え方】

	指定	任意
設計図書	施工方法等について具体的に指定する	施工方法等について具体的には指定しない
施工方法等の変更	発注者の指示又は承諾が必要	受注者の任意（施工計画書等の修正、提出は必要）
施工方法の変更がある場合の設計変更	設計変更の対象とする	設計変更の対象としない
条件明示の変更に対応した設計変更	設計変更の対象とする	設計変更の対象とする
その他	<指定仮設とすべき事項> ・河川堤防と同等の機能を有する仮締切のある場合 ・仮設構造物を一般交通に供する場合 ・関係官公署との協議により制約条件のある場合 ・特許工法又は特殊工法を採用する場合 ・その他、第三者に特に配慮する必要がある場合 ・他工事等に使用するため、工事完成後も存置される必要のある仮設	